

京都市告示第 649号

平成25年10月16日付けで認可した新御幸町町内会について、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成31年3月26日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 新御幸町町内会

(1) 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市上京区新御幸町51番地	京都市上京区新御幸町24番地の4

(2) 代表者の氏名

変更前	変更後
高野 達也	川西 賢輝

(3) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市上京区新御幸町51番地	京都市上京区新御幸町24番地の4

(文化市民局地域自治推進室)